

阿蘇広域行政事務組合負担金条例改正の経緯について

阿蘇広域行政事務組合は、ごみ処理、消防、火葬、老人ホーム等その事業は多岐にわたり、主に各市町村からの負担金で運営されている。また、各市町村と同じように条例が制定され、各市町村議会から選任された議員による議会も開かれ、市町村長にあたる管理者もいる。この度、この組合の負担金割合の計算が変更となった。その内容は以下のとおり。

これまでの負担割合

構成

平成17年2月時点

【合併前 阿蘇12町村】

(一の宮町・阿蘇町・産山村・波野村・小国町・南小国町・高森町・白水村・久木野村・長陽村・西原村・蘇陽町)

平等割の負担割合

*南阿蘇村の場合、普通交付税が、10年間合併前の水準を維持することから合併前の負担金割合を継続することが合併当時に決定されていた。

【合併により 1市3町3村】

(阿蘇市・産山村・小国町・南小国町・高森町・南阿蘇村・西原村)

合併していない町村の負担額増額が課題となる

負担割合変更までの経緯

平成26年8月より事業調整委員会(各市町村の総務課長・財政課長等で構成)で協議を約半年間重ね、様々な意見が交わされた。

この答申書を正副管理者会(各市町村長)や議会においても慎重に検討を行う。

「合併後の自治体数で負担するのが当然だが、普通交付税が5年間かけて段階的に調整交付されることから、負担金も段階的に調整する」とした答申書を管理者へ提出した。

平成27年8月から、阿蘇広域議会全員協議会で何度も協議され、合併団体・未合併団体のお互いの立場を理解しつつも、非常に厳しい意見や議論が交わされた。

結果

平成27年12月22日 執行部から議会に提案された「5年間かけて調整する負担金改正条例案」が原案通り賛成多数により議決され、平成28年度から新たな負担割合で運営されることになった。

平等割りについて

合併後10年間、普通交付税は3村分を上乗せして、合併前の水準が維持された。11年目から5年間で段階的に南阿蘇村の水準に減額される。

阿蘇広域の平等割りの負担金も同じ割合で減額され、未合併団体は、逆の割合で増額される。

